

委託番号	6403
契約形態	業務委託

仕様書

- 1 件名 下水水質分析調査業務委託（単価契約）
- 2 履行期間 令和6年（2024年）4月 1日から
令和7年（2025年）3月31日まで
- 3 履行場所 市が指定する場所
- 4 積算方法 予定発注数をもとに、発注項目1件当たりの契約単価を見積もること。
- 5 支払方法 契約単価に発注数を乗じた金額に消費税及び地方消費税を加えて、業務完了確認後、支払うものとする。
- 6 委託内容
 - (1) 委託業務内容
受注者は発注者の指示に基づき、以下の下水水質の分析調査業務を行う。なお、予定発注数等は別紙のとおりとする。
 - ① 特定事業場排水の水質調査（年4回）
市内特定事業場等排水の水質調査（1回当たり30箇所程度）を行う。サンプリングは受注者が行う。なお、発注者の立会いは1回目に限り行い、2回目以降は原則、立会いは行わないものとする。
 - ② 流域下水道流入下水流量調査（年1回）
原則、県の流量計のデータ（24時間分）を参照する。
 - ③ 流域下水道流入下水水質調査（年1回）
市公共下水道の最終端人孔（9地点）において、サンプリングを行う。なお、試料は、県の流量計のデータから算出した時間毎の流量比で混合したものとする。
 - ④ 流域下水道流入下水基準超過項目調査
流域下水道流入下水水質調査又は流域下水道管理者（埼玉県）が流域下水接続点等において行った水質調査において、水質調査を行った項目の内、基準

を超過した項目について追跡調査を行う（1日当たり10箇所程度）。

(2) 費用の負担

業務の実施に伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受注者の負担とする。

(3) 受注者の義務

① 受注者は業務の実施に当たり、法律及びこれに関連する法令・条例・規則等、並びに委託者が他の企業等と締結している協定等を遵守しなければならない。

② 受注者は委託業務の実施にあたり、発注者に代わり官公庁等への届出等必要な手続きを行うものとする。

③ 水質分析及びサンプリング、流域下水道流入下水調査は、受注者自ら実施すること。

ただし、ダイオキシン類の分析など、特殊な技能が必要で受注者自らが行えない業務である場合は、発注者と協議すること。

④ 計量証明書は受注者が発行し、計量証明書に押印する環境計量士印は受注者専属の環境計量士によるものとする。

(4) 緊急時の対応

水質事故等の緊急の際に、水質検査について迅速に対応出来る体制を整えること。

なお、緊急対応の際の連絡先について、年度初めに一覧表を作成し発注者に知らせること。

また、緊急時の水質検査については発注者側で採水を行うので、受注者は年度初めに容器を用意し発注者に渡すこと。

(5) 主任技術者の配置

① 受注者は、現場作業に当たっては主任技術者を必ず配置するものとする。

② 主任技術者は、過去に特定事業場の下水排出水の水質調査及び流域下水道流入下水水質・流量調査について、3年以上の経験を有する者とし、業務の全般にわたり技術的管理を行うものとする。

③ 受注者は、業務の進捗を図るため、契約に基づく必要な技術者を配置するものとする。

(6) 酸素欠乏危険作業主任者

受注者は、流域下水道流入下水水質・流量調査に当たっては、酸素欠乏危険作業主任者を配置するものとする。なお、酸素欠乏危険作業主任者は、酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者若しくは第二種酸素欠乏危険作業主任者の労働安全衛生法による技能講習を修了した者とする。

また、主任技術者は酸素欠乏危険作業主任者を兼ねることができる。

(7) 提出書類

受注者は、契約締結後、速やかに以下の書類を発注者に提出し、その承認を得なければならない。なお、書類については、資源のリサイクルを考慮し、両面印刷などを行い枚数の削減に努めるものとする。また、提出した書類の内容を変更する必要があるときは、速やかに変更の届出を提出すること。

① 主任技術者届

(経歴書と必要に応じて資格証の写しを添付すること。)

② 酸素欠乏危険作業主任者届

(経歴書及び酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者若しくは第二種酸素欠乏作業主任者の技能講習修了証の写しを添付すること)

③ 身分証明書発行願

特定事業場等に立入る際に必要な身分証明書を、草加市が発行するため。

④ その他、発注者が指定する書類

(8) 損害賠償及び補償

① 受注者は、下水道施設等に損害を与えたときは、ただちに発注者に報告し、その指示を受けるとともに、速やかに原状復旧すること。

② 受注者は、作業にあたり第三者に損害を与えたときは、その復旧及び賠償に全責任を負うこと。

(9) 特定事業場等排出水の水質調査の際の留意事項

① 発注者はあらかじめ水質調査日を定め、受注者に通知する。

② サンプルング器具等は受注者が用意し、サンプルングは受注者が行う。

③ サンプルングの際、水温と検体の外観を記録すること(気温は不要)。

④ サンプルング箇所、容器と黒板を入れて写真を撮り、報告書に添付すること。

⑤ 特定事業場等へ立ち入った際のサンプルングの際は、草加市が発行する身分証明証を携帯すること。

⑥ 分析結果が基準値を超えた場合、または、異常値の場合は、直ちに発注者に連絡すること。

⑦ 調査方法や分析結果等に疑義が生じた場合は、発注者は再調査、再分析等必要な措置を行うよう指示することができる。

(10) 流域下水道流入下水水質・流量調査留意事項

① 発注者はあらかじめ調査日を定め、受注者に通知する。

② 受注者は委託業務の実施にあたり、調査計画書を作成し発注者に提出すること。

調査計画書には、以下の項目を記載、若しくは書類を添付しなければならない。

ア 水質調査概要

イ 現場組織（職務分担、緊急連絡先等）

ウ 作業従事者名簿

エ 安全対策

- ・ 保安対策
- ・ 道路の交通処理
- ・ マンホール内と地上との連絡方法
- ・ 公安委員会が発行する警備業法に基づく警備会社に対する認定証の写し
- ・ 警備会社の損害賠償保険に関する証明書(交通誘導員用、第三者に対する損害用)の写し
- ・ 人孔内の酸素及び硫化水素等の測定方法

オ 酸素・硫化水素測定器の写真と検定済証

- ③ 調査結果が異常値の場合、または、水質分析結果が基準値を超えた場合は、直ちに発注者に連絡すること。
- ④ 写真は、保安状況を入れた全景、酸素・硫化水素測定状況を黒板を入れて撮影し報告書に添付すること。
なお、写真撮影回数は各調査地点で1回でよい。
- ⑤ 調査方法や分析結果等に疑義が生じた場合は、発注者は再調査、再分析等必要な措置を行うよう指示することができる。
- ⑥ 県の流量計のデータは発注者から受注者に渡し、受注者はそれを基に折れ線グラフを作成し、成果品に添付すること。

(11) 提出書類

委託業務終了後、次の書類を提出するものとする。

ア 委託業務完了報告書

イ 業務委託報告書

(流域下水道流入下水水質・流量調査の報告書は2部とする。)

- ・ 計量証明書
- ・ 作業記録写真

ウ 分析結果一覧表（様式有・電子データによる報告）

エ 前記各項のほか、発注者の指示した書類

(12) 完了検査

受注者は、書類及び成果品等の提出後、発注者の完了検査を受けるものとする。

(13) 成果品の瑕疵

- ① 受注者は、委託業務の終了後に発注者の検査を受け、必要のある場合には速やかに修正を行い、再検査を受けなければならない。
- ② 委託業務完了報告書の納品後において、受注者の瑕疵による不良箇所が発見された場合は、発注者の必要と認める訂正及び補足その他必要な措置を受注者の負担で行わなければならない。

(14) 成果品の帰属

委託業務の成果品の著作権及び所有権は、発注者に帰属する。

(15) 個人情報等の保護

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び別記 個人情報取扱特記事項を遵守すること。また、業務上知り得た事項を漏らしてはならない。

(16) その他の事項

- ① 仕様に疑義が生じた場合は、担当課と協議すること。
- ② 草加市環境マネジメントシステムに基づく取組に協力すること。
- ③ 草加市政における公正な職務執行の確保に関する条例（平成19年条例第16号）第6条及び草加市が締結する契約からの暴力団排除措置要綱（平成8年告示第155号）第9条の規定に基づき、次の事項を遵守すること。
 - ア 受注者及び受注者の下請業者が、不当要求行為を受けた場合又は不当要求行為による被害を受けた場合若しくは被害が発生するおそれがある場合は、市長に報告するとともに、所轄の警察署に通報すること。
 - イ 受注者は、市及び所轄の警察署と協力し、不当要求行為の排除対策を講じること。

7 問合せ先

(1) 仕様書の記載内容に関すること（契約締結前）

草加市役所 契約課

電話048（922）1129（直通）

(2) 契約締結後の問合せ先

草加市役所 下水道課排水設備係 柿沼

電話048（922）2314（直通）

別紙 予定発注数

No.	項目	業務区分	分析方法	定量 下限値	各予定 発注数	予定 発注数 合計	
1	水素イオン濃度	特定事業場等排水（下水）	下水の水質の検定方法に関する省令		110	120	
		流域下水水質	下水の水質の検定方法に関する省令		10		
3	生物化学的酸素要求量	特定事業場等排水（下水）	下水の水質の検定方法に関する省令	0.5	94	104	
		流域下水水質	下水の水質の検定方法に関する省令	0.5	10		
4	化学的酸素要求量	特定事業場等排水（下水）	下水の水質の検定方法に関する省令	0.5	4	14	
		流域下水水質	下水の水質の検定方法に関する省令	0.5	10		
5	浮遊物質量	特定事業場等排水（下水）	下水の水質の検定方法に関する省令	10	94	104	
		流域下水水質	下水の水質の検定方法に関する省令	10	10		
6	n-ヘキサン抽出物質含有量	流域下水水質	下水の水質の検定方法に関する省令	2.5	10	10	
7	n-ヘキサン抽出物質含有量 （鉱油類含有量）	特定事業場等排水（下水）	下水の水質の検定方法に関する省令	2.5	54	54	
8	n-ヘキサン抽出物質含有量 （動植物油類含有量）	特定事業場等排水（下水）	下水の水質の検定方法に関する省令	2.5	44	44	
9	窒素含有量	特定事業場等排水（下水）	下水の水質の検定方法に関する省令	0.4	94	104	
		流域下水水質	下水の水質の検定方法に関する省令	0.4	10		
10	燐含有量	特定事業場等排水（下水）	下水の水質の検定方法に関する省令	0.1	94	104	
		流域下水水質	下水の水質の検定方法に関する省令	0.1	10		
11	全亜鉛	特定事業場等排水（下水）	下水の水質の検定方法に関する省令	0.1	56	66	
		流域下水水質	下水の水質の検定方法に関する省令	0.1	10		
12	銅含有量	特定事業場等排水（下水）	下水の水質の検定方法に関する省令	0.1	48	58	
		流域下水水質	下水の水質の検定方法に関する省令	0.1	10		
13	鉄（溶解性）	特定事業場等排水（下水）	下水の水質の検定方法に関する省令	1	32	42	
		流域下水水質	下水の水質の検定方法に関する省令	1	10		
14	マンガン（溶解性）	特定事業場等排水（下水）	下水の水質の検定方法に関する省令	1	8	18	
		流域下水水質	下水の水質の検定方法に関する省令	1	10		
15	全シアン	特定事業場等排水（下水）	下水の水質の検定方法に関する省令	0.1	44	54	
		流域下水水質	下水の水質の検定方法に関する省令	0.1	10		
16	有機燐化合物	特定事業場等排水（下水）	下水の水質の検定方法に関する省令	0.1	4	14	
		流域下水水質	下水の水質の検定方法に関する省令	0.1	10		
17	カドミウム	特定事業場等排水（下水）	下水の水質の検定方法に関する省令	0.003	52	62	
		流域下水水質	下水の水質の検定方法に関する省令	0.003	10		
18	鉛	特定事業場等排水（下水）	下水の水質の検定方法に関する省令	0.01	56	66	
		流域下水水質	下水の水質の検定方法に関する省令	0.01	10		
19	六価クロム	特定事業場等排水（下水）	下水の水質の検定方法に関する省令	0.05	68	78	
		流域下水水質	下水の水質の検定方法に関する省令	0.05	10		
20	ヒ素	特定事業場等排水（下水）	下水の水質の検定方法に関する省令	0.01	28	38	
		流域下水水質	下水の水質の検定方法に関する省令	0.01	10		
21	総水銀	特定事業場等排水（下水）	下水の水質の検定方法に関する省令	0.0005	8	18	
		流域下水水質	下水の水質の検定方法に関する省令	0.0005	10		
22	汚濁消費量	特定事業場等排水（下水）	下水の水質の検定方法に関する省令	4	74	84	
		流域下水水質	下水の水質の検定方法に関する省令	4	10		
23	フェノール類	特定事業場等排水（下水）	下水の水質の検定方法に関する省令	0.2	24	34	
		流域下水水質	下水の水質の検定方法に関する省令	0.2	10		
24	7メチル水銀	特定事業場等排水（下水）	下水の水質の検定方法に関する省令	0.0005	4	4	
		流域下水水質	下水の水質の検定方法に関する省令	0.0005	0		
25	トリ塩化ビフェニール	特定事業場等排水（下水）	下水の水質の検定方法に関する省令	0.0003	14	24	
		流域下水水質	下水の水質の検定方法に関する省令	0.0003	10		
26	ジクロロメタン	特定事業場等排水（下水）	下水の水質の検定方法に関する省令	0.02	12	22	
		流域下水水質	下水の水質の検定方法に関する省令	0.02	10		
27	トリクロロエチレン	特定事業場等排水（下水）	下水の水質の検定方法に関する省令	0.03	60	70	
		流域下水水質	下水の水質の検定方法に関する省令	0.03	10		
28	テトラクロロエチレン	特定事業場等排水（下水）	下水の水質の検定方法に関する省令	0.01	44	54	
		流域下水水質	下水の水質の検定方法に関する省令	0.01	10		
29	四塩化炭素	流域下水水質	下水の水質の検定方法に関する省令	0.002	10	10	
30	1,2-ジクロロエタン	特定事業場等排水（下水）	下水の水質の検定方法に関する省令	0.004	8	18	
		流域下水水質	下水の水質の検定方法に関する省令	0.004	10		
31	1,1-ジクロロエチレン	流域下水水質	下水の水質の検定方法に関する省令	0.02	10	10	
32	シス-1,2-ジクロロエチレン	流域下水水質	下水の水質の検定方法に関する省令	0.04	10	10	
33	1,1,1-トリクロロエタン	流域下水水質	下水の水質の検定方法に関する省令	0.3	10	10	
34	1,1,2-トリクロロエタン	流域下水水質	下水の水質の検定方法に関する省令	0.006	10	10	
35	1,3-ジクロロプロパン	流域下水水質	下水の水質の検定方法に関する省令	0.002	10	10	
36	ベンゼン	特定事業場等排水（下水）	下水の水質の検定方法に関する省令	0.01	4	14	
		流域下水水質	下水の水質の検定方法に関する省令	0.01	10		
37	チラム	流域下水水質	下水の水質の検定方法に関する省令	0.006	10	10	
38	シマジン	流域下水水質	下水の水質の検定方法に関する省令	0.003	10	10	
39	オキシカルブ	流域下水水質	下水の水質の検定方法に関する省令	0.02	10	10	
40	セレン	特定事業場等排水（下水）	下水の水質の検定方法に関する省令	0.01	4	14	
		流域下水水質	下水の水質の検定方法に関する省令	0.01	10		
43	硝酸性窒素、亜硝酸性窒素 及びアンモニア性窒素	特定事業場等排水（下水）	下水の水質の検定方法に関する省令	1	68	78	
		流域下水水質	下水の水質の検定方法に関する省令	1	10		
44	フッ素	特定事業場等排水（下水）	下水の水質の検定方法に関する省令	0.8	52	62	
		流域下水水質	下水の水質の検定方法に関する省令	0.8	10		
45	約素	特定事業場等排水（下水）	下水の水質の検定方法に関する省令	1	52	62	
		流域下水水質	下水の水質の検定方法に関する省令	1	10		
46	1,4-ジチオ	特定事業場等排水（下水）	下水の水質の検定方法に関する省令	0.05	16	26	
		流域下水水質	下水の水質の検定方法に関する省令	0.05	10		
47	総クロム	特定事業場等排水（下水）	下水の水質の検定方法に関する省令	0.1	68	78	
		流域下水水質	下水の水質の検定方法に関する省令	0.1	10		
80	ジチオ類	流域下水水質	下水の水質の検定方法に関する省令	1	1	1	
91	特定事業場等排水 採取及び運搬費（1日当り）					16	16
92	流域下水道流入下水	流量測定（一定間隔ごとに測定器設置状況確認作業有）、採取及び運搬費（人孔1箇所当り）			1	1	
93	流域下水道流入下水	流量測定（2時間毎12回測定）（人孔1箇所当り）			1	1	
94	流域下水道流入下水	採取及び運搬費（24時間測定）（人孔1箇所当り）			9	9	
95	流域下水道流入下水	採取及び運搬費（追跡調査）（1日当り）			3	3	
96	採取及び流量測定に伴う交通整理員（1人/日）					18	18

別 記

個 人 情 報 取 扱 特 記 事 項

(基本事項)

第1条 この契約により、草加市（以下「甲」という。）から事務の委託を受けた者（以下「乙」という。）は、この契約による事務を処理するに当たり、個人情報を取り扱う際には、個人情報保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(秘密保持)

第2条 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

2 乙は、この契約による事務に従事させる者に対し、在職中及び退職後においても、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知しなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(作業場所の特定)

第3条 乙は甲の指定した場所又は乙の求めにより甲が承認した場所以外で、個人情報を取り扱ってはならない。なお、甲の承認は書面でなければならない。

(厳重な保管及び搬送)

第4条 乙は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、改ざん、き損、滅失その他の事故を防止するため、次に掲げる事項を遵守し、個人情報の厳重な保管及び搬送に努めなければならない。

(1) 乙は甲の許可なく、甲の指定した場所又は甲が承認した場所から個人情報又は個人情報を含む契約目的物等（以下「個人情報等」という。）を持ち出してはならない。

(2) 乙は、個人情報等を甲から受けるとき又は甲に渡すときは、個人情報の内容、数量、受渡し日、受渡し確認者、その他必要な事項を記載した書面を甲と取り交わさなければならない。

(再委託の禁止)

第5条 乙は、甲の承諾があるときを除き、この契約による事務に係る個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。

(委託目的以外の使用等の禁止)

第6条 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に係る個人情報を当該事務の処理以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写及び複製の禁止)

第7条 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に係る個人情報
情報を複写し、又は複製してはならない。

(事故発生時の報告義務)

第8条 乙は、個人情報の個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生じる
おそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、その指示に従わなければ
ならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(個人情報の返還又は処分)

第9条 乙は、この契約が終了し、又は解除されたときは、この契約による事務に係
る個人情報を速やかに甲に返却し、又は漏えいを来さない方法で確実に処分しなけ
ればならない。

(措置事項に違反した場合の契約解除及び損害賠償)

第10条 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、契
約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

(その他)

第11条 乙は、第2条から前条までに挙げるもののほか、個人情報の適正な管理の
ために必要な措置を講じなければならない。